

(東日本大震災復興特別委員会)

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の一部を改正する法律案(衆第一号) (衆議院提

出) 要旨

本法律案の主な内容は次のとおりである。

一、 支援決定期間の延長

平成三十年二月二十二日までとなっている株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が支援決定を行うことができる期間について、東日本大震災の被災地域の復興の状況に鑑み、当該期間を平成三十三年三月三十一日まで延長する。

二、 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。